平成２６年（フ）第５１４号
埼玉県川越市旭町２丁目21番地３　引田荘Ｃ号室
債務者　石川　廸正
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区17棟202号
債務者　佐藤　一茂
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４６号
埼玉県川越市東田町３番地21　アクティブ東田町101号室
債務者　清水　恒男
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１号
山口県宇部市大字小串707番地18
債務者　杉山　泰美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３０号
山形県米沢市春日２丁目13番16号
債務者　佐々　奈津
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３１号
山形県米沢市春日２丁目13番16号
債務者　佐々順市郎
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１６９号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目４番地８ボンクレールメゾン203、申立時の住所埼玉県富士見市ふじみ野西３丁目８番地１　コスモふじみ野パークフォルム502
債務者　江口　惠五
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５８号
埼玉県川越市藤原町24番地６　キャロットファームＡ棟201号室
債務者　成田　　淳
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５９号
埼玉県所沢市大字上安松533番地の18　あきつ荘203
債務者　鈴木　達雄
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７７６号
北海道石狩市樽川３条１丁目47番地２　樽川北団地Ｃ―107
債務者　成田　大輔
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６６号
札幌市白石区南郷通７丁目南５番23号　ハイム南郷セブン401号
債務者　高山　晴代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７１号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目４番16号キャステロⅢ―201号
債務者　砂沢亜由美（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７２号
札幌市東区北23条東18丁目７番19号　アップルハウス北23条５―211号
債務者　朝妻　律子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８７号
札幌市厚別区上野幌２条３丁目３番５号
債務者　永田　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０１号
札幌市北区北39条西７丁目１番５号　ＡＳＣ397―202号
債務者　佐藤　好孝
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地３
債務者　大澤　幹夫
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第５３５号
さいたま市西区大字指扇2674番地10　パナハイツワカバ102
債務者　桑原　啓貞
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係